

会 議 概 要

会 議 の 名 称	平成27年久喜市教育委員会第14回定例委員会
開 催 年 月 日	平成27年12月21日（月曜日）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時30分から午後3時00分まで
開 催 場 所	菖蒲コミュニティセンター ボランティアビューロー
議 長 氏 名	柿沼光夫教育長
出 席 委 員 氏 名	柿沼光夫教育長、鹿児島金衛、榎本英明、坪井喜代子、狩野和也各委員
欠 席 委 員 氏 名	なし
説 明 者 の 職 氏 名	柿沼教育長、関根教育部長及び各担当課長
事 務 局 職 員 氏 名	関根教育部長、松本教育副部長兼教育総務課長、末田参事兼指導課長、宮内参事兼生涯学習課長、奥谷参事兼中央公民館長、赤岩学務課長、堀内文化財保護課長、太田中央図書館長、甲田教育総務課総務係長、小室教育総務課主事
会 議 次 第 及 び 結 果	<p>(1) 署名委員の指名 書記の指名 会議時間の決定</p> <p>(2) 前回会議録の承認</p> <p>(3) 議事</p> <p>議案第43号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第44号 久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第45号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則について</p> <p>議案第46号 久喜市適応指導教室に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第47号 久喜市教育活動指導員・支援員規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第48号 久喜市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第49号 久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第50号 久喜市栗橋町史編さん委員会条例を廃止する条例について</p> <p>議案第51号 久喜市栗橋町史編集委員に関する規則を廃止する規則について</p> <p>議案第52号 久喜市立小中学校学区等審議会への諮問について</p>

会 議 次 第 及 び 結 果	(4) その他 次回定例委員会について
配 付 資 料	議案書、議案参考資料
会議の公開・非公開	一部非公開（審議・検討等情報のため）
傍 聴 人 数	0人

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>【開会の宣言】</p> <p>皆さん、こんにちは。今年も残り少なくなり、何となく気ぜわしい師走の時期でありますけれども、そのような時期にご出席をいただきまして、ありがとうございます。教育委員会の今年、平成27年の事業もほぼ終了いたしました。また、11月定例会市議会も24日が本会議ですが、この本会議を残すのみとなりました。学校も25日が2学期の終業式ということになります。この1年、委員の皆様には大変お世話になりまして、ありがとうございます。本日は、重要な議案を多数ご提案いたしますが、慎重なご審議をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速ではありますが、はじめさせていただきます。</p> <p>ただ今の出席者は、委員4名と私を含め5名であります。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定でございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより平成27年久喜市教育委員会第14回定例会委員会を開会いたします。</p>
柿沼教育長	<p>【開議の宣告】</p> <p>これより直ちに本日の会議を開きます。</p>
柿沼教育長	<p>【議事日程の報告】</p> <p>本日の議事日程につきましては、当初、9件の議案を予定しておりましたが、1件の追加議案がありますことから、本日の日程にこれを追加し、議題といたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは、「議案第52号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について」を追加議案として、本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。</p>
柿沼教育長	<p>【会議録署名委員の指名】</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。</p> <p>本日は、坪井委員と狩野委員をお願いいたします。</p>
柿沼教育長	<p>【会議録作成者の指名】</p> <p>会議録作成者は、教育総務課 小室主事 をお願いします。</p>
柿沼教育長	<p>【会議時間の決定】</p> <p>会議時間につきましては、本日の日程がすべて終了するまでといたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、本日の日程がすべて終了するまでといたします。</p>
柿沼教育長	<p>【前回会議録の承認】</p> <p>日程第2、前回会議録の承認を求めます。平成27年11月24日に開催いたしました、第13回定例委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配布したとおりでございます。お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、前回の会議録につきましては、ご承認をいただきました。</p> <p>【議事】</p>
柿沼教育長	<p>日程第3、議事に入ります。</p>
柿沼教育長	<p>はじめに、議案第43号を上程し、これを議題といたします。議案書の1ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第43号について、提案理由の説明を求めます。</p>
柿沼教育長	<p>教育部長。</p>
教育部長	<p>議案第43号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。久喜市就学援助規則の一部を、別紙のとおり改正したいので、議決を求めるものでございます。議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>それでは、学務課から久喜市就学援助規則の一部を改正する規則につきましてお諮りするものでございます。議案書の2ページから4ページをご覧くださいと存じます。併せまして、参考資料の1ページから3ページもご覧くださいと存じます。当該規則につきましては、経済的理由によりまして就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行うための事項を規定しているものでございます。このたびの一部改正につきましては、就学援助の申請を行う際の保護者の負担軽減及び申請後の認定審査の効率化を図るため、申請書に添付する書類の提出を省略することができる旨の規定を設けたものでございます。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
学務課長	<p>これまで就学援助の申請につきましては、規則第5条の規定によりまして、同規則第2条に規定する対象者としての要件を証明するための書類の添付を義務付けておりました。しかしながら、これらの書類につきましては世帯情報や税情報などの役所の別の窓口で改めて交付を受ける必要がございますことから、申請者の負担となっております。毎年、一部の申請者からはこれらの書類の提出がないため、審査の遅延や不足書類提出のための催促等、事務担当におきましても負担が生じているところでございます。</p> <p>これらの負担を軽減するための所要の改正といたしまして、新旧対照表をご覧くださいと存じますが、規則第5条本文の後段でございしますが、下線の部分のただし書き以降でございまして、「ただし、当該世帯の前年所得について証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。」といった文を追加するものでございます。</p> <p>また、第6条におきまして、その下の部分でございしますが、第1項の次に、同じく下線の部分でございまして、「教育委員会は、前項の審査に必要があるときは、申請者の同意を得て、当該者の就学援助対象者としての資格に関する事項を関係機関に照会することができる。」といった文を追加いたしまして、これを第2項とし、従来からの第2項以下を1項ずつ繰り下げるところでございします。</p> <p>さらに、これらの改正規定を補完するために、申請書の様式につきましても所要の改正を行ったところでございます。新旧対照表の3ページ左側の表をご覧くださいと存じます。一番下の枠の上段の部分でございしますが、「同意書」といたしまして「就学援助認定審査及び認定後に必要がある場合には、教育委員会が申請者の世帯の住民情報、税務情報、児童扶養手当、児童手当及び生活保護等の受給状況を確認することに同意します。」という欄を加えたものでございます。</p> <p>これらの改正によりまして、申請者が申請時に同意をすれば、必要書類の提出がなくても教育委員会が関係機関に照会の上、必要な情報の確認ができるとともに、申請者においても改めて書類を取る負担が軽減できることとなるものでございます。</p> <p>次に、附則でございしますが、この規則につきましては、公布の日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、改正後の規定につきましては、この規則の施行日以後に提出される就学援助の申請から適用し、同日前に提出された申請につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。</p> <p>以上が久喜市就学援助規則の一部を改正する規則の概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
柿沼教育長	<p>【議案質疑】</p> <p>議案第43号について、質疑をお受けいたします。 鹿兒島委員。</p>
鹿兒島教育長 職務代理者	<p>今の学務課長の話で、改正の理由はわかりました。これについて、就学援助の内容、校外学習とか遠足とか給食とか、どういうのが就学援助になっているのか。あと、今現在の受給者がどのくらいいるのか、ちょっと教えてください。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	学務課長。
学務課長	<p>援助の内容でございますが、それぞれ小中学校とありまして、同じ費目でございますが、まず学用品費、それから通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、それから校外活動費といたしまして、こちらにつきましては宿泊を伴うものと、宿泊がないものと2種類ございます。それから、給食費と医療費という形になっております。</p> <p>なお、生活保護世帯、要保護者でございますが、要保護者につきましては修学旅行費と医療費だけの適用となっているところでございまして、ほかの費目につきましては生活保護費から受給されるということで、就学援助の費目からは除いているところでございます。</p> <p>それから、申請者の数でございますが、昨年度の実績で申し上げます。まず、小学校につきましては641人に交付しているところでございます。それから、中学校につきましては、432人に交付しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
柿沼教育長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>坪井委員。</p>
坪井委員	<p>同意書が入りましたけれども、「住民情報、税務情報」につきましては、この「受給状況」ではなくて、「状況を確認する」というところに係ると思うのですけれども、そして「児童扶養手当、児童手当、生活保護等」は「受給」に係ると思うんですが、その辺について、この「受給」という言葉を入れることが適切なんでしょうか。</p>
柿沼教育長	さっきの様式第1号の同意書ですよ。
坪井委員	はい。
柿沼教育長	<p>その中の「児童手当及び生活保護等の受給状況」というところの、この「受給」がどうなのか。</p> <p>学務課長。</p>
学務課長	<p>こちらにつきましては、この文章の切る場所にもよると思うのですが、「受給状況」という言葉につきましては、「児童扶養手当、児童手当及び生活保護等」に係る言葉でございまして、その前の「住民情報、税務情報」につきましては「確認すること」に繋げる形でご理解いただきたいと思います。</p>
柿沼教育長	<p>「及び」という言葉で並列されているので、ちょっとこれがどこまで係るのかということですよ。</p> <p>いかがですか。</p>
坪井委員	理解するには厳しいですけども。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	これは、国の例示か何かがあるのですか。
学務課長	いいえ、そうではございません。
柿沼教育長	ないのですか。
学務課長	はい。
柿沼教育長	確かに間違える可能性もありますね。
学務課長	はい。
柿沼教育長	税務情報、住民情報の受給という言葉はないですからね。カンマ、カンマで切るから、みんな係ってしまうので、少し書き方を検討して、誤解のないようにしてください。
学務課長	はい。わかりました。
柿沼教育長	では、坪井さん、そういうことでお願いいたします。
坪井委員	はい。
柿沼教育長	ほかにご質問ありますか。
	〔「なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
	【採 決】
柿沼教育長	各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	異議なしと認めます。よって、「議案第43号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案修正により修正案を可決いたしました。
柿沼教育長	続きまして、議案第44号を上程し、これを議題といたします。議案書の3ページをご覧ください。
柿沼教育長	議案第44号について、提案理由の説明を求めます。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	教育部長。
教育部長	<p>議案第44号 久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>久喜市立小・中学校管理規則の一部を、別紙のとおり改正したいので、議決を求めるものでございます。</p> <p>議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	参事兼指導課長。
参事兼指導課長	<p>久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてでございます。</p> <p>初めに、学期及び長期休業日に関わる改正についてご説明申し上げます。本市におきましては、平成26年4月より実施しております新3学期制の趣旨を踏まえ、児童生徒の学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、自立する力を育むなど、学校教育の充実に努めております。授業時数につきましては十分確保されているところでございますが、ゆとりのある教育活動を実施するに当たり、特に中学3年生の卒業時期の教育活動が慌ただしくなることやインフルエンザ等による学級閉鎖など、必要な授業時数を確保することが課題でもございます。さらに、新3学期制導入によりまして、年末年始に2日間授業日を増やすことにより進路事務の業務や年末年始の活動に支障があるのご指摘もございます。このような状況の中から、本市では平成28年6月までに市内全小中学校にエアコンが設置されることになりました。これらのご意見を踏まえまして、校長会におきましてもご協議いただき、夏季休業日を短縮し、平成28年度から授業日の変更と授業日を増やすものでございます。</p> <p>具体的な改正点についてご説明を申し上げます。議案書5ページから7ページと参考資料4ページから6ページの新旧対照表を併せてご覧ください。第2条第2項第1号中「8月31日」を「8月27日」に改め、同項第2号中「9月1日」を「8月28日」に改め、また第3条第1項第5号中「8月31日」を「8月27日」に改め、同項第6号中「12月26日」を「12月25日」に、「1月6日」を「1月7日」に改めるものでございます。</p> <p>続きまして、第29条の次に第29条の2として共同実施組織の条文を加えるものでございます。本市におきましては、平成22年の合併時から学校間連携による事務処理の効率化や情報の共有化を図るため、久喜市立小中学校ネットワークを推進しております。このたび、この共同実施組織を管理規則に位置付けるため、第29条の2を規定いたしました。また、同条第2項に基づき久喜市立小中学校事務共同実施運営規程及びこの規程の運用に係る要綱を定めることといたしました。これらにつきましては、次回の定例委員会におきましてご審議いただく予定でございます。</p> <p>続きまして、学校運営協議会に関わる改定についてご説明申し上げます。学校運営協議会につきましては、本議案議決後、議案第45号久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則についてご審議いただきます。管理規則の一部を改正する規則におきましては、第30条第1項にただし書きを加え、第5章中第30条の次に第30条の2として学校運営協議会の条文を加えるものでございます。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
参事兼指導課長	<p>次に、章の名称の改称についてご説明申し上げます。このたび章の内容と各条項の整合性について見直しを行い、第8章の「学校評価及び情報の提供」を「学校予算」に改め、第9章を第10章と改めるものでございます。</p> <p>続きまして、第47条の次に「第9章 学校評価及び結果の報告」とするものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上、久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	<p>【議案質疑】</p>
柿沼教育長	<p>議案第44号について、質疑をお受けいたします。 坪井委員。</p>
坪井委員	<p>内容がちょっとわかりませんのでお聞きしたいのですが、共同実施組織を置くということが今度規定されましたけれども、これはどんな形でどんな事務をやるのでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>参事兼指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>これにつきましては、先ほどご説明しましたように、詳しい内容につきましては次回の定例委員会のときにご説明させていただきます。概略をご説明させていただきます。各学校には事務職員がいます。事務作業をしております。その事務職員につきましては、それぞれ経験豊かな事務職員もいますし、新採用で入る職員もいます。そこで、事務の効率化や、ミスを防ぐために、それぞれが例えば旅費の相互確認や、物品購入の確認といったことをお互いに確認しながら、チェックしながら進めているところです。既に合併時から行われているのですが、そういった共同作業を実施するということの規定が、この管理規則になかったものですから、こちらに入れさせていただくというものでございます。詳しい内容につきましては、先ほどお話ししましたように次回の定例会の折に、この共同実施につきましてのご説明をさせていただきます。</p>
柿沼教育長	<p>元々、給与や旅費は県費職員の仕事ですので、教育事務所で事務職員を集めての研修会をやっていたんです。ところが、やはりその作業が膨大になってきたので、それぞれ学校の事務同士でグループを作って、その中で互いに研修やチェックをしてほしいということで、久喜市だけではなく、他市町でも同じようにやっているのですが、それを管理規則に位置付けるというのが今回の趣旨です。だから、学校事務職員が教育事務所へ出張する回数は大幅に減りました。そういうどちらかというと、県の事務を市町村でやってほしいということです。</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>以前は、研修会で随分出張していましたけどね。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	ええ、今はもうほとんどなくなりました。
鹿児島教育長 職務代理者	それを県がしたくないからね。
柿沼教育長	ええ、県の方針ですので。
鹿児島教育長 職務代理者	それで市町村でやってほしいという方針だからですか。
柿沼教育長	それで、久喜市はさらにそれをもっと一步進めて、備品購入も一括購入すると安くできますので、事務同士で、そういった色々な取り組みをしています。
坪井委員	わかりました。
柿沼教育長	では、ほかにありますか。 鹿児島委員。
鹿児島教育長 職務代理者	「第9章 学校評価等が学校評価及び結果の報告」というように変わったわけで、実際にはこれはやっていますけども、各学校でその評価を行って公表する際に、具体的にどういう形で行われていますか。
柿沼教育長	学校の状況についての結果の公表の仕方ですね。
鹿児島教育長 職務代理者	学校の状況についての結果を、学校によって色々かもしれないけども、どのような形でやっていますか。
柿沼教育長	参事兼指導課長。
参事兼指導課長	各学校によりまして形は異なるかもしれませんが、まず学校評価につきましては各学校で多くは学校便り、それから各学校のホームページ等で、それぞれの年度の学校評価につきまして公表をさせていただいております。
鹿児島教育長 職務代理者	学校評価は、統一はしていないのですか。
柿沼教育長	項目とかですか。
鹿児島教育長 職務代理者	項目とかについてです。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	項目はどうですか。 参事兼指導課長。
参事兼指導課長	評価項目におきましては、それぞれ各学校におきまして経年比較で見たいとか、色々その重点的な取り組みもございますので、学校ごとにそれぞれ評価項目を設けまして評価しているところでございます。
鹿児島教育長 職務代理者	学校評価が機械的に行われるのではなくて、ぜひ学校改善に役立つような学校評価になるように、やはり教育委員会として指導するといいかと思いますね。
参事兼指導課長	はい。
柿沼教育長	でも、今は随分改善されて、かつては学校評価は年度末に実施していた学校もありましたけれど、今はもう大体12月中には終えて、それを次の学年に生かすようにということで実施しています。
鹿児島教育長 職務代理者	それで、保護者から例えば調査とかするでしょう。そういうものもうまくフィードバックできるというか、ホームページといっても見ない人もいるでしょうから。そういった改善を指導してほしいと思います。 以上です。
参事兼指導課長	はい。
柿沼教育長	ほかにありますか。 〔「なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
柿沼教育長	【採 決】 各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	異議なしと認めます。よって、「議案第44号 久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。
鹿児島委員長	続きまして、議案第45号を上程し、これを議題といたします。議案書の8ページをご覧ください。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	議案第45号について、提案理由の説明を求めます。
柿沼教育長	教育部長。
教育部長	<p>議案第45号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則を、別紙のとおり制定したいので、議決を求めるものでございます。議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	参事兼指導課長。
参事兼指導課長	<p>久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則についてでございます。</p> <p>この学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5に基づくものでございます。同条第8項には、「指定学校の指定及び指定の取り消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める」とございますことから、本規則を制定するものでございます。</p> <p>それでは、議案第45号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の内容について順にご説明申し上げます。お手元の議案書9ページからでございます。</p> <p>初めに、全体の構成でございますが、全19条並びに附則で構成されております。</p> <p>まず、第1条に、本規則を制定する趣旨を規定してございます。</p> <p>学校運営協議会の目的は、第2条にございますように、学校運営に関して久喜市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画及び連携強化を進めることにより、学校及び地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の育成に取り組むものでございます。</p> <p>また、学校運営協議会の権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に3点示されております。1点目は学校運営に関する基本的な方針について承認すること、2点目は学校の運営に関し教育委員会または校長に対し意見を述べるができること、3点目は教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べるができることでございます。1点目の学校運営に関する基本的な方針の承認につきましては第4条に、2点目の学校運営に関する意見の申し出と3点目の教職員の採用等に関する意見の申し出につきましては第5条に規定いたしました。</p>

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
参事兼指導課長	<p>続きまして、学校運営協議会の委員につきましてご説明申し上げます。第3条でございますように、学校運営協議会は学校ごとに指定されますが、その委員につきましては第8条でございますように保護者や地域住民、校長、教職員、学識経験者等から成る10名以内とし、教育委員会が委嘱いたします。その際、委員につきましては第8条第2項でございますように校長が推薦することができることといたしました。また、学校運営について一定の情報を知る立場になることから、守秘義務につきまして第9条で規定しております。委員の任期につきましては、第10条で規定しましたように2年といたしました。</p> <p>第12条において、学校運営協議会の会長及び副会長について規定いたしました。この学校運営協議会の趣旨等を鑑み、校長、他の教職員は除くことといたしました。</p> <p>13条において、議事について規定いたしました。その際、学校運営協議会の議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないことといたしました。</p> <p>第15条において、指定の取消しについて規定いたしました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第7項に、「教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない」とあることを受けたものでございます。</p> <p>また、委員の委嘱を解くことにつきましては、第16条に規定いたしました。</p> <p>第17条及び第18条につきましては、協議会の庶務や規則に定める以外の必要な事項は、別に定めることができるという規定でございます。</p> <p>最後に、附則でございますが、今回定める規則の施行につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。</p> <p>以上が久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の概要でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
柿沼教育長	<p>これは、教育再生実行会議あるいは国の教育改革の中でも言われているコミュニティ・スクールへの移行を意図したものであります。太東中学校区の太田小学校、久喜東小学校、太東中学校が、このコミュニティ・スクールの移行を目指して現在研究中でありますので、それを平成28年4月から予定しているものですから、今回上程をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
柿沼教育長	<p>【議案質疑】</p> <p>議案第45号について、質疑をお受けいたします。 鹿児島委員。</p>

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島教育長 職務代理者	<p>それでは、3つほど伺いますけれども、まず10ページの第5条第2項の「協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について」云々とあり、「意見を述べることができる」ということですが、この条項は実際どのような場合にどういう意見が想定されているのか、どういうふうに把握しているのか。まず1つですね。では、1つずつお願いします。</p>
柿沼教育長	<p>参事兼指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>こちらにつきましては、ただ想定でございますけれども、学校づくりを進めるに当たって、例えば地域との関係で地域の実情をよく理解して、その地域の関係も良好な教職員がいるとするならば、その教職員についてぜひもう少し長い期間で学校づくりに役立てるように長く居てほしいというようなことがあるかもしれません。想定でございますけれども。</p>
柿沼教育長	<p>国でも大体そういう説明ですね。そういうことがあるようです。</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>あと、第8条に当該指定学校の教職員というのがありますね。これは先生方は、例えば教務主任とかですか。</p>
柿沼教育長	<p>参事兼指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>現段階でございますけれども、校長と、それから必ずしも教務主任とは限りませんが、地域連携担当教員がいるならば、そちらになるでしょうし、またそれにふさわしい教員がいれば、そちらの教員になると思います。ただ、現時点で各学校を見ますと、地域との関係ですと教頭もしくは教務主任が関わっているケースが多いのですが、ただこれから先は、これはまだ予測の段階ですけれども、国でも加配教員をつけるとか、色々な動きがあるかもしれません。そうするときにはその加配教員が担当になりますけれども、現時点でお話しますと、最初に申し上げたとおりでございます。</p>
柿沼教育長	<p>では、もう1つお願いします。</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>あと、第10条に委員の任期は2年。そして再任されることができるとは制限はないのでしょうか。再任は1回だけですか、2回ですか、それとも何回でもできるのでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>参事兼指導課長。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
参事兼指導課長	この再任の件につきましては、第8条第2項にございますように、やはりこの運営協議会を進めるに当たり、校長、教育委員会の権限で進めるわけです。校長から推薦ということがございますので、その学校にとりまして教職員は3年もしくは5年で異動するケースもございますけれども、長く、例えばその学校づくりに係わってくれて、その方についてこの学校を進めるに当たりどうしてもお力を借りたいということで校長が推薦するならば、任期というのは、例えば3年、4年、5年ということになるケースもあるという認識でございます。
鹿児島教育長 職務代理者	それは、期限というものはないのですか。
柿沼教育長	何期までというのはいないですか。
参事兼指導課長	切ってございません。
鹿児島教育長 職務代理者	頭打ちはないのですか。
参事兼指導課長	はい。
柿沼教育長	校長が推薦をしたければ、それはそれでということですね。
鹿児島教育長 職務代理者	余り長くなって、かえって校長がコントロールできなくなってしまうと困るなという危惧をしたわけです。 結構です。
柿沼教育長	ほかにありますでしょうか。 坪井委員。
坪井委員	第4条の基本的な方針の承認なのですが、この承認の時期というのはこの内容からしていつごろを予定されるのでしょうか。 もう1つは、第10条第3項の「指定学校の指定期間が満了したとき」とありますが、この指定期間は何年ぐらいを予定しているのでしょうか。 以上、2点お伺いします。
柿沼教育長	要するにコミュニティ・スクールでなくなった場合ということですか。 参事兼指導課長。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
参事兼指導課長	<p>まず、第4条の承認の時期でございますけれども、まず学校は校長が年度の初めに学校のその年度の経営方針を立てまして、職員に指導すると同時に、地域にも周知させるわけでございます。そういうことを考えますと、年度初めに指定されるわけですが、指定されてすぐ学校運営協議会を開催しまして、承認するという形になろうかと思えます。時期に見ますと、4月の下旬か5月の初めごろになろうかとは想像できますけれども、速やかにそれは行われるべきものと理解しております。</p> <p>続きまして、第10条でございます。第10条の「指定学校の指定期間の満了したときには」ということがございますけれども、こちらの学校運営協議会につきましては、教育委員会が学校運営協議会の設置を指定しましたところがコミュニティ・スクールと呼ばれるわけでございます。それは、この学校運営協議会が仮に必要なではなくなった場合には指定がないわけですが、</p>
柿沼教育長	<p>要するにコミュニティ・スクールとしての指定期間よりも委員の任期が長くても指定期間が終了したら、委員の任期もそこで終わりますという意味ですよ。その身分を失うということですね。</p>
参事兼指導課長	<p>すみません。そうです。</p>
柿沼教育長	<p>そういう意味ですよ。いいですよ。</p>
坪井委員	<p>指定期間というのは、満了というのがあるのでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>指定期間の満了という言葉がどうかということですか。</p>
坪井委員	<p>はい。</p>
柿沼教育長	<p>指定期間の満了というのは、国の例示にあったのですかね。</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>満了というと、目標があって終わるということですよ。</p>
柿沼教育長	<p>参事兼指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>指定期間につきましては、教育委員会が指定するわけなので、それぞれ1年ごとにしていっていいわけですが、</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>1年ごとに指定するのですか。 コミュニティが機能しなくなったり、何か具合が悪くなったりしたときは、指定を解除するということですか。</p>
参事兼指導課長	<p>解除することになります。それですから、基本的には本市ではこの学校運営協議会を全小中学校に設置し、指定する方向で進めております。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島教育長 職務代理者	1年ということはないのでしょうか。
参事兼指導課長	そうですね。1年ごとというよりは、一回指定して、不都合があれば取り消すということでご理解してください。
柿沼教育長	指定期間の満了というのは、ちょっと一回整理したほうがいいですね。
鹿児島教育長 職務代理者	満了という言葉がちょっとひっかかりますね。満了というと、あらかじめ10年とか決まっていて、終わりまで行くとそれが満了となる。今回ののは決まっていないのですよね。良ければずっと続くわけですね。
参事兼指導課長	そういうことです。ずっと続きます。
柿沼教育長	そもそもが指定期間の定めがないんですよね。
参事兼指導課長	ないです。
柿沼教育長	ちょっとこの言葉が必要なのかどうかですね。だから、「規定にかかわらず、その指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。」でいいのですよね。第1項の規定の任期にかかわらず、その学校がこの指定が取り消されれば、当然その身分も失いますという意味でしょうから、そこをちょっと整理してもらえますか。
参事兼指導課長	わかりました。
柿沼教育長	ほかにご質問はございますでしょうか。 〔「なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
柿沼教育長	【採 決】 各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
柿沼教育長	〔「異議なし」と言う人あり〕 異議なしと認めます。よって、「議案第45号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案修正により修正案を可決いたしました。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>【会議の非公開】</p> <p>次の 議案第46号から議案第50号につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第4号の審議・検討等情報に該当する案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、これより会議を非公開とさせていただきます。</p> <p>〔これより非公開とする〕</p>
柿沼教育長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔再 開〕</p>
柿沼教育長	<p>再開いたします。</p>
柿沼教育長	<p>それでは、議案第46号を上程し、これを議題といたします。議案書の14ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第46号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔非公開案件につき省略、全員賛成により原案どおり可決〕</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第47号を上程し、これを議題といたします。議案書の16ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第47号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔非公開案件につき省略、全員賛成により原案どおり可決〕</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第48号を上程し、これを議題といたします。議案書の19ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第48号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔非公開案件につき省略、全員賛成により原案どおり可決〕</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第49号を上程し、これを議題といたします。議案書の23ページをご覧ください。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	議案第49号について、提案理由の説明を求めます。
	〔非公開案件につき省略、全員賛成により原案どおり可決〕
柿沼教育長	続きまして、議案第50号を上程し、これを議題といたします。 議案書の25ページをご覧ください。
柿沼教育長	議案第50号について、提案理由の説明を求めます。
	〔非公開案件につき省略、全員賛成により原案どおり可決〕
柿沼教育長	これをもちまして、会議の非公開を解きます。
	〔非公開を解く〕
	暫時休憩いたします。
	〔休 憩〕
	〔再 開〕
柿沼教育長	再開いたします。
柿沼教育長	続きまして、議案第51号を上程し、これを議題といたします。 議案書の27ページをご覧ください。
柿沼教育長	議案第51号について、提案理由の説明を求めます。
柿沼教育長	教育部長。
教育部長	議案第51号 久喜市栗橋町史編集委員に関する規則を廃止する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。 久喜市栗橋町史編集委員に関する規則を廃止したいので、議決を求めるものでございます。 議案の内容につきましては、文化財保護課長よりご説明申し上げます。
柿沼教育長	文化財保護課長。
文化財保護課長	議案書の28ページをご覧ください。議案第51号 久喜市栗橋町史編集委員に関する規則を廃止する規則につきまして補足説明をさせていただきます。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
文化財保護課長	<p>久喜市栗橋町史編集委員に関する規則は、栗橋町史の編集を行う委員として監修者、編集員、専門調査員のほか文書解読員や調査協力員などについて必要な事項を定めるために制定したものでございます。先に申し上げましたとおり、予定していた全ての栗橋町史を刊行しましたことから、本規則を廃止するものでございます。</p> <p>次に、附則でございます。現委員の委嘱期間が平成28年3月31日までとなっていますことから、この廃止する規則を平成28年4月1日から施行するというものでございます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
柿沼教育長	<p>【議案質疑】</p> <p>議案第51号について、質疑をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。</p>
柿沼教育長	<p>【採 決】</p> <p>各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、「議案第51号 久喜市栗橋町史編集委員に関する規則を廃止する規則について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第52号を上程し、これを議題といたします。追加議案書の1ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第52号について、提案理由の説明を求めます。</p>
柿沼教育長	<p>教育部長。</p>
教育部長	<p>議案第52号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針について、別紙のとおり久喜市立小・中学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。</p> <p>議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
学務課長	<p>このたび、久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針について、久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問につきましてお諮りするものでございます。</p> <p>追加議案書の2ページをご覧いただきたいと存じます。当該審議会につきましては、久喜市立小・中学校学区等審議会条例に基づきまして久喜市立小・中学校の適正な配置及び学区等について審議するもので、今年度におきましてはご案内のとおり太田小学校の進学先中学校の学区変更についての審議のため既に3回の会議を開催し、答申をいただいているところでございます。このたびの諮問につきましては、全国的に少子化が進む中で、本市におきましても児童生徒数の減少に伴いまして学校の小規模化が進行している学校があることなどを踏まえ、今後の児童生徒のより良い教育環境の整備と教育の質の更なる充実を目的としました学校の適正規模及び適正配置を推進するため、本市の小中学校における適正規模及び適正配置のあり方についてのご意見を賜り、その基本方針を策定すべく審議会に諮問するものでございます。</p> <p>今後の予定につきましては、本案にご承認いただけましたならば、年が明けまして来月、1月の中旬には本諮問に基づく第1回目の会議を開催いたしたいと考えております。ここで諮問をいたしまして、その後2月には実際に学校の現状等を視察いたしまして、また3月にはこの視察に基づきます課題分析までを行いたいと考えているところでございます。</p> <p>また、平成28年度に入りましてからは、意識調査等を実施いたしまして、当該調査に基づき具体的に基本方針の策定審議を行いまして、5回ほどの会議で年内には答申をいただきたいと考えているところでございます。</p> <p>以上が久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針について久喜市小・中学校学区等審議会への諮問の概要でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
柿沼教育長	<p>【議案質疑】</p>
柿沼教育長	<p>議案第52号について、質疑をお受けいたします。 鹿児島委員。</p>
鹿児島教育長 職務代理人	<p>今の学務課長の説明でわかったのですがけれども、時代の変化に伴って少子化が進み、本市もそういう波に洗われているわけですがけれども、そういう状況でこういうことをやるということは非常に良いことだと思います。ぜひ積極的に慎重に進めてもらいたいなと思います。</p> <p>参考までに伺いたいののですがけれども、適正規模、適正配置について、文科省の一番直近の、最近の通知が出ていますけれども、これはどんな感じでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>手引書のことですかね。</p>
鹿児島教育長 職務代理人	<p>はい。何か出ましたよね。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
学務課長	ええ、手引書が出ています。
鹿児島教育長 職務代理者	もし把握していたらで結構ですが、わからないですかね。
柿沼教育長	あれは具体的に、これはこうなさいとかというのはないのですよね。
鹿児島教育長 職務代理者	適正が18クラスとか何とかというように変わりましたよね。
柿沼教育長	これについて説明できますか。
学務課長	申し訳ございません。ただいまちょっと持ち合わせておりませんので。
鹿児島教育長 職務代理者	では、また後でお願いします。
学務課長	はい、すみません。
鹿児島教育長 職務代理者	確か、昔出たものがずっと続いていて、最近やっと変わったかなと思って、それをちょっと知れたかっただけです。大丈夫です。後で調べてください。
学務課長	わかりました。
柿沼教育長	ほかにご質問はございませんでしょうか。 なかなか難しい問題なので、慎重に進めていきたいと思います。
鹿児島教育長 職務代理者	これに取り組むのは大したものですよ。
柿沼教育長	取り組んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。
鹿児島教育長 職務代理者	教育委員会でもぜひ、教育委員の先生方でそういう話も出ましたので、色々と審議して応援したいと思いますので、時々提案してください。情報提供をお願いします。これは難しいですからね。
学務課長	ありがとうございます。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>ほかにご質問はよろしいですか。</p> <p>〔「なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。</p> <p>【採 決】</p>
柿沼教育長	<p>各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、「議案第52号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。</p> <p>【議案審議終了】</p>
柿沼教育長	<p>以上をもちまして、本日提出いたしました議案につきましては、すべて終了いたしました。</p> <p>【次回定例委員会の開催】</p>
柿沼教育長	<p>日程第4、次回の定例委員会開催日の案でございますが、事務局よりご説明いたします。</p>
教育副部長兼教育総務課長	<p>次回の定例委員会でございますが、1月28日木曜日を考えていますが。</p>
柿沼教育長	<p>ただ今の提案につきまして、ご都合は大丈夫でしょうか。</p> <p>〔「はい」と言う人あり〕</p>
教育副部長兼教育総務課長	<p>それでは、1月28日木曜日、時間は午後1時30分から、会場は、菖蒲コミュニティセンターボランティアビューロー、この場所で開催したいと思います。詳細につきましては、追ってお知らせをいたします。</p>
柿沼教育長	<p>それでは、次回の定例委員会は、1月28日、木曜日。時間は午後1時30分から、会場は、菖蒲コミュニティセンターボランティアビューローとさせていただきます。詳細は追って事務局からお知らせいたします。</p> <p>【閉議、閉会】</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	これをもちまして平成27年久喜市教育委員会第14回定例委員会を閉議、閉会といたします。 ありがとうございました。
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。</p> <p>平成28年 1月28日</p> <p style="text-align: right;">教育長 柿沼 光夫</p> <p style="text-align: right;">委 員 坪井喜代子</p> <p style="text-align: right;">委 員 狩野 和也</p>	